

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）【概要版】

1 制定の経緯

- 従来、一時保護施設の設備及び運営については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「旧基準」という。）」に規定する児童養護施設の基準を準用することとされてきた。
- 令和4年6月15日改正の児童福祉法第12条の4第2項及び第3項において、改正法の施行日（令和6年4月1日）から1年以内に一時保護施設の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い（※1）又は参酌（※2）して、条例で基準を定めなければならない旨が規定された。
- 令和6年4月1日に内閣府令「**一時保護施設の設備及び運営に関する基準**（令和6年内閣府令第27号）（以下、「新基準」という。）」が制定されたことを受け、このたび堺市において条例を制定するもの。

類型	類型の説明
※1 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
※2 参酌すべき基準	市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

2 新基準について

- 一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準がこども家庭庁において策定された。
- 一時保護施設におけるこどもの状況は様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、**こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項**について規定された。
- 新基準施行（令和6年4月1日）時点で既に存在する一時保護施設に係る設備においては、新基準の規定は適用されず、従前どおり旧基準の規定を準用する。
- 職員配置については、経過措置として令和8年3月31日までは新基準によらず旧基準を準用することができる。
- 策定に当たっては、こども家庭庁が令和6年 1 月にパブリックコメントを実施済み。

3 条例案

- 本条例で定める基準は、新基準に定めるとおりとする。
- 公布日から施行。

4 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（新基準）の項目等

詳細は別紙「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（新基準）」参照

条	項目名	従うべき基準該当箇所 （「○」以外は参酌すべき基準）
1	趣旨	
2	最低基準の目的等	
3	最低基準と一時保護施設	
4	一時保護施設の一般原則	
5	非常災害対策	
6	安全計画の策定等	○
7	自動車を運行する場合の所在の確認	○
8	入所した児童を平等に取り扱う原則	○
9	児童の権利擁護	○
10	児童の権利の制限	○
11	児童の行動の制限	○
12	児童の所持品等	○
13	虐待等の禁止	○
14	業務継続計画の策定等	
15	設備の基準	○（第1号、第4号（面積に係る部分）、第12号）
16	一時保護施設における職員の一般的要件	
17	一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	○（第2項）
18	職員	○
19	夜間の職員配置	○
20	一時保護施設の管理者等	○
21	児童指導員の資格	○
22	心理療法担当職員の資格	○
23	学習指導員の資格	○
24	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	○（第2項）
25	衛生管理等	
26	食事	○
27	入所した児童及び職員の健康状態の把握等	
28	養護	
29	生活支援、教育及び親子関係再構築支援等	○（第3項）
30	関係機関との連携	
31	一時保護施設内部の規程	
32	一時保護施設に備える帳簿	
33	秘密保持等	○
34	苦情への対応	
35	電磁的記録	
36	大都市等の特例	
附則1	施行期日	
附則2	設備に関する経過措置	
附則3	職員及び夜間の職員配置に関する経過措置	
附則4	指導教育担当職員に関する経過措置	